

## 佐伯市スズメバチ等駆除用防護服貸与要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、スズメバチ等（スズメバチ、アシナガバチその他市長が営巣の場所を考慮し駆除することが必要と認める蜂をいう。以下同じ。）による危害を防止し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資するため、スズメバチ等の駆除（以下単に「駆除」という。）をしようとする者に対して、安全に駆除をするための防護服（以下「駆除用防護服」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸与対象者)

第2条 駆除用防護服の貸与を受けることができる者は、駆除を営利の目的としない個人又は法人その他の団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スズメバチ等が営巣している建物又は土地（いずれも本市内に所在するものに限る。）の所有者、使用者又は管理者
- (2) 本市の自治会その他これに類すると市長が認める団体
- (3) スズメバチ等の営巣（本市内に所在するものに限る。）の付近に居住する個人（第1号に掲げる者を除く。）

### (貸与の申請)

第3条 駆除用防護服の貸与を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、スズメバチ等駆除用防護服貸与申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (貸与の決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、駆除用防護服の貸与の適否を決定し、スズメバチ等駆除用防護服貸与決定通知書（様式第2号）又はスズメバチ等駆除用防護服不貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (借用書)

第5条 前条の規定により駆除用防護服の貸与決定の通知を受けたもの（以下「駆除実施者」という。）は、駆除用防護服の貸与を受けようとするときは、スズメバチ等駆除用防護服借用書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

### (貸与期間)

第6条 駆除用防護服の貸与期間は、市長が駆除実施者に駆除用防護服を貸与した日の翌日から起算して2日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (貸出料)

第7条 駆除用防護服の貸出料は、無料とする。

### (目的外使用等の禁止)

第8条 駆除実施者は、駆除用防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(返還)

第9条 駆除実施者は、第6条に規定する貸与期間の終了後、直ちに駆除用防護服を市長に返還しなければならない。

(駆除実施者の責務)

第10条 駆除実施者は、駆除をしようとするときは、スズメバチ等の営巣の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、事故等のないように十分な注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 駆除実施者は、故意又は重大な過失により駆除用防護服を破損し、著しく汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駆除実施者は、駆除により他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、駆除用防護服の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

スズメバチ等駆除用防護服貸与申請書

年 月 日

佐伯市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、事務  
所又は事務所の所在地並びにその名  
称及び代表者の氏名 〕

電話番号

スズメバチ等駆除用防護服の貸与を受けたいので、佐伯市スズメバチ等駆除用防護服貸与要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

駆 除 期 間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
駆 除 場 所	佐伯市
駆 除 実 施 者	

受付番号

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

スズメバチ等駆除用防護服貸与決定通知書

様

佐伯市長

印

年 月 日付けで申請があったスズメバチ等駆除用防護服については、佐伯市スズメバチ等駆除用防護服貸与要綱第4条の規定により、下記のとおり貸与の決定をしたので通知します。

記

駆除期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
駆除場所	佐伯市
駆除実施者	
注意事項	1 駆除用防護服は、スズメバチ等の攻撃から人体を完全に防護するものではなく、あくまでもその補助的機能を果たすためのものです。 2 スズメバチ等の駆除は、蜂の巣の場所、大きさ等によっては大変危険を伴います。危険を感じたときは、速やかに専門業者に当該駆除を依頼してください。

部 課 係  
担当者  
電話番号

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

スズメバチ等駆除用防護服不貸与決定通知書

様

佐伯市長

印

年 月 日付けで申請があったスズメバチ等駆除用防護服については、下記の理由により貸与の決定ができませんので、佐伯市スズメバチ等駆除用防護服貸与要綱第4条の規定により通知します。

記

貸与の決定が できない理由	
------------------	--

部 課 係  
担当者  
電話番号

様式第4号（第5条関係）

スズメバチ等駆除用防護服借用書

私は、スズメバチ等駆除用防護服（以下「駆除用防護服」という。）を、次の条項により借り受けました。

（借受期間）

第1条 駆除用防護服の借受けの期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

（遵守事項）

第2条 私は、次に掲げる事項を遵守します。

- （1） 借り受けた駆除用防護服をその性質による用法に従って使用します。
- （2） 借り受けた駆除用防護服を第三者に転貸し、又は譲渡しません。
- （3） 借り受けた駆除用防護服を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、その現状を変更し、又はこれに工作を加えたりしません。
- （4） 借り受けた駆除用防護服に故障その他の異常があることを発見したときは、直ちにその使用を中止し、市長に連絡します。
- （5） スズメバチ等の駆除をしようとするときは、スズメバチ等の営巣の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民にスズメバチ等の駆除をする旨を周知するほか、事故等のないように十分な注意を払います。

（契約の解除）

第3条 私が前条に規定する遵守事項その他この借用書に記載する事項に違反したときは、この駆除用防護服の借受けの契約を解除されても、異議の申立てをしません。

（返還義務）

第4条 私は、第1条の借受期間が満了したとき、又は前条の規定により駆除用防護服の借受けの契約を解除されたときは、遅滞なく借り受けた駆除用防護服を返還します。

（賠償義務）

第5条 私は、正当な理由なく、借り受けた駆除用防護服を損傷し、著しく汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償します。

2 私は、借り受けた駆除用防護服の使用に伴い他人に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

年 月 日

佐伯市長 様

借受人 住所  
氏名

㊞